

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認 可 等 の 内 容		進学・就職準備給付金の支給の申請に対する処分
根 拠 法 令 及 び 条 項		生活保護法第55条の5第1項
所 管 部 課 係 名		総合福祉部生活支援課生活保護係
審 査 基 準	関 係 条 項	生活保護法第55条の5第1項 新座市福祉事務所長事務委任規則第4条第12号
	基 準 (未設定の場合はその理由)	福祉事務所長は、生活保護世帯の子供の大学等への進学を支援するため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する被保護者（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、その他厚生労働省令で定める者に限る。）であって、大学等（厚生労働省で定める特定教育訓練施設に限る。）に確実に入学すると見込まれるものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、進学・就職準備給付金を支給する。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和元年8月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	14日間
	設 定 等 年 月 日	令和元年8月1日設定(令和元年 年 月 日最終変更)